

○公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示

(平成二年四月二日)

(運輸省告示第百六十四号)

〔改正〕

| | | |
|-------|--------------|------|
| 平成二年 | 七月二〇日運輸省告示第 | 三七一号 |
| 平成四年 | 五月二六日運輸省告示第 | 三〇七号 |
| 平成四年 | 六月三日運輸省告示第 | 三二七号 |
| 平成五年 | 四月三〇日運輸省告示第 | 二六四号 |
| 平成七年 | 六月十四日運輸省告示第 | 三七四号 |
| 平成一〇年 | 四月二八日運輸省告示第 | 一七六号 |
| 平成一二年 | 三月三十一日運輸省告示第 | 一七一号 |

| | | | |
|-------|-------|----------|------|
| 平成一三年 | 三月三〇日 | 国土交通省告示第 | 三八五号 |
| 平成一五年 | 三月二六日 | 国土交通省告示第 | 二六九号 |
| 平成一九年 | 四月十九日 | 国土交通省告示第 | 四八六号 |
| 平成二〇年 | 四月七日 | 国土交通省告示第 | 四四三号 |
| 平成二一年 | 五月一日 | 国土交通省告示第 | 四九八号 |
| 平成二二年 | 七月二八日 | 国土交通省告示第 | 七八四号 |
| 平成二三年 | 六月一日 | 国土交通省告示第 | 五七二号 |
| 平成二四年 | 六月一日 | 国土交通省告示第 | 六五五号 |
| 平成二五年 | 八月一日 | 国土交通省告示第 | 七六一号 |
| 令和元年 | 八月十四日 | 国土交通省告示第 | 三五八号 |
| 令和二年 | 六月二四日 | 国土交通省告示第 | 六九八号 |

公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第三十二条第三号の規定に基づき、公有水面埋立法施行令第三十二条第三号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示を次のように定め、昭和三十一年運輸省告示第三百二十六号（甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示）は平成二年三月三十一日限り廃止する。

公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の規定に基づき、甲号港湾及び乙号港湾を別表第一のように定める。これらの港湾の区域は、別表第二に定めるものを除くほか、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域又は同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域とする。

附 則 （平成一二年三月三十一日運輸省告示第一七一号）

この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一三年三月三〇日国土交通省告示第三八五号）

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二六日国土交通省告示第二六九号)

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年八月一四日国土交通省告示第三五八号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月二四日国土交通省告示第六九八号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第一

| 都道府県 | 甲号港湾 | 乙号港湾 |
|------|-----------|--|
| 北海道 | 苫小牧 室蘭 | 宗谷 浜猿払 枝幸 紋別 網走 崎無異 忠類 根室 霧多布 釧路 昆 布刈石 十勝 えりも 浦河 白老 森 榎法華 西恵山 函館 松前 江 差 瀬棚 岩内 堀株 余市 小樽 石狩湾新 石狩 増毛 留萌 羽幌 天塩 稚内 香深 鴛泊 杳形 焼尻 天売 奥尻 |
| 青森県 | | 深浦 津軽 青森 小湊 野辺地 大湊 川内 仏ヶ浦 大間 関根浜 尻 屋岬 むつ小川原 八戸 子ノ口 休屋 |
| 岩手県 | | 八木 久慈 小本 宮古 釜石 大船渡 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|------|---|-----------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|---|---|-----------------|----------------------------|--|
| 福井県 | 石川県 | 富山県 | 新潟県 | 神奈川県 | 東京都 | 千葉県 | 茨城県 | 福島県 | 山形県 | 秋田県 | 宮城県 |
| | | 伏木富山 | 新潟 | 横浜 川崎 | 東京 南鳥島 沖ノ鳥島 | 千葉 | | | | | 仙台塩釜 |
| 内浦 和田 敦賀 鷹巣 福井 | ノ浦 塩屋 金沢 滝 福浦 輪島 飯田 小木 宇出津 穴水 和倉 七尾 半 | 魚津 | 姫川 直江津 柏崎 寺泊 岩船 両津 赤泊 小木 二見 | 横須賀 葉山 湘南 大磯 真鶴 | 神湊 洞輪沢 八重根 大千代 青ヶ島 二見沖 | 名洗 興津 館山 浜金谷 上総湊 木更津 | 川尻 河原子 茨城 鹿島 軽野 潮来 土浦 | 相馬 久之浜 江名 中之作 小名浜 翁島 湖南 | 鼠ヶ関 加茂 酒田 | 本荘 秋田 船川 戸賀 能代 | 御崎 気仙沼 雄勝 女川 表浜 茨浜 金華山 |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---|-----------------------|-----------------------|---|--|---|
| 鳥取県 | 和歌山県 | 兵庫県 | 大阪府 | 京都府 | 滋賀県 | 三重県 | 愛知県 | 静岡県 |
| | 津 和歌山下 | 神戸 姫路 | 大阪 堺泉北 | | | 四日市 | 名古屋 | 清水 |
| 米子 中浜 豊成 逢坂 赤碕 石脇 小浜 鳥取 田後 | 加太 大川 大島 新宮 宇久井 勝浦 浦神 古座 袋 日置 文里 日高 由良 湯浅広 | 阿万 福良 津井 湊 都志 山田 江井 郡家 室津 竹野 津居山 家島 岩屋 淡路交流の翼 浦 津名 洲本 古茂江 由良 尼崎西宮芦屋 明石 江井ヶ島 東播磨 相生 坂越 赤穂 古池 柴山 | 深日 淡輪 尾崎 泉佐野 二色 阪南 泉州 | 久美浜 宮津 舞鶴 伏見 | 長浜 彦根 大津 竹生島 | 吉津 長島 引本 尾鷲 三木里 賀田 二木島 木本 鵜殿 桑名 千代崎 白子 津松阪 宇治山田 鳥羽 的矢 賢島 浜島 五ヶ所 | 内海 富具崎 常滑 伊良湖 福江 泉 馬草 三河 倉舞 東幡豆 吉田 衣浦 河和 師崎 | 榛原 相良 御前崎 浜名 熱海 伊東 下田 手石 松崎 宇久須 土肥 沼津 田子の浦 大井川 |

| 広島県 | 岡山県 | 島根県 | 鳥取県 |
|------------------------------------|---|--|-----|
| 広島 | 水島 | | |
| 福山 阿伏兔 千年 尾道糸崎 須波 忠海 竹原 安芸津 小用(川尻) | 飛島 大浦 大飛島 前浦 井 笠岡 鴻島 網代 黄島 犬島 石島 松島 北木島 丸岩 豊浦 小 松尾 江の浜 山田 後閑 大藪 野々浜 宇野 渋川 児島 大浜 下津 寒河 東備 久々井 布浜 間口 知尾 玉津 師楽 牛窓 岡山 米倉 | 来居 竹名 木佐根 姫の浦 高島 田 国賀 保々見 知々井 御波 堤 須賀 日之津 海士 諏訪 古海 大津久 長尾田 重栖 代 伊後 宇賀 倉の谷 物井 別府 波止 美 東) 江島 遅江 波入 入江 西村 飯美 卯敷 釜 汐浜 西郷 小津久 長江 秋鹿 岡本 伊野灘 湯町 揖屋 意東 論田 安来 二子 寺津(八 子 惣津 七類 法田 諸喰 軽尾 才 海崎 手角 松江 寺津(松江) 小田東 二俣 中山 黒田 河下 秋鹿北 佐波 笠浦 千酌 菅浦 笹 泉津) 温泉津 舟津 網屋 宅野 魚津 久手 灘山 山谷 島津屋 田儀 喜阿弥 持石 益田 遠田 三隅 吉浦(三隅) 浜田 生湯 江津 吉浦(温 | 境 |

| | 山口県 | 徳島県 | 香川県 |
|--|--|--|---|
| | 徳山下松 下関 | | |
| 川尻 吉悪 吳 大竹 横田 福田 中浜 椋浦 土生 重井 佐木 瀬戸 田生口 鮎崎 木江 大西 御手洗 蒲刈 波多見 奥の内 袋の内 大 迫 釣士田 小用(江田島) 大柿 鹿川 鹿田 三高 中田 内海 鷺部矢 ノ浦 津久茂 大須 巖島 | 岩国 由宇 大島 柳井 室津 平生 三田尻中関 青江 秋穂 山口東 山口 丸尾 宇部 小野田 厚狭 埴生 小串 特牛 油谷 深川 仙崎 飯井 萩 田部 須佐 柱島 久賀 日良居 油良 白木 伊保田 安下庄 沖浦 沖浦西 小松 笠佐 角島 相島 尾島 羽島 肥島 櫃島 | 折野 亀浦 撫養 粟津 今切 徳島小松島 中島 富岡 橘 日和佐 浅 川 那佐 | 豊浜 観音寺 室本 仁尾 箱浦 船越 詫間 見立 多度津 丸亀 宇多 津 坂出 木沢 高松 長崎鼻 石場 立石 久通 庵治 葛原 牟礼 志 度 猪塚 津田 三本松 白鳥 安戸 引田 坂手 内海 三都 吉野崎 室生北 池田 土庄東 小瀬 土庄 江島 馬越 北浦 大部 小豊島 家 浦 大島 男木 女木 屏風 風戸 直島 宮浦 与島 新在家 本島 生 ノ浜 尻浜 大浦 里浦 小浦 江の浦 青木 手島 佐柳 高見 志々島 |

| | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 愛媛県 | | | | |
| 御荘 岩松 宇和島 吉田 玉津 三瓶 八幡浜 川之石 伊方 三崎 三 | 机 長浜 伊予 松前 松山 堀江 北条 菊間 森上 波方 波止浜 今 | 治 桜井河口 東予 新居浜 寒川 三島川之江 立石 生名 弓削 小漕 | 長江 西部 上浦 宮浦 大見 古江 伯方 有津 枝越 熊口 前浜 | 北浦 早川 吉海 田ノ浦 四坂 大下 岡村 中島 西中 |
| 高知県 | | | | |
| 甲浦 佐喜浜 室津 奈半利 手結 高知 須崎 久礼 上ノ加江 佐賀 | 上川口 下田 下ノ加江 以布利 清水 あしずり 三崎 下川口 宿毛湾 | 福岡県 | 博多 | |
| 佐賀県 | | 北九州 | | |
| 長崎県 | | | | |
| 塔 田平 鯨ヶ浦 久吹 下田 岳崎 松浦 調川 比田勝 峰 曾ノ浦 | 三浦 船津 大村 彼杵 川棚 早岐 佐世保 佐々 臼ノ浦 江迎 大 | 戸柳 七ツ釜 太田和 面高 瀬川 小迎 宮浦 小口 時津 長与 久山 | 小浜 田結 東望 太田尾 茂木 脇岬 古里 長崎 神ノ浦 瀬戸 大瀬 | 小長井 城ノ下 西郷 神代 多比良 島原 堂崎 石田 須川 口ノ津 |
| 諸富 住ノ江 鹿島 大浦 伊万里 星賀 仮屋 呼子 唐津 | 三池 大牟田 若津 芦屋 苅田 宇島 大島 | | | |

| | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
|--|--|---|--|---|
| | | | | |
| 仁位 鹿見 仁田 佐須奈 竹敷 巖原 小茂田 勝本 印通寺 郷ノ浦 森ノ浜 大島 獅子吼 神崎 原 床浪 三里 三代 福島 中の浦 平戸 川内 紐差 大川原 古江 肥前大島 阿房下 崎戸 松島 池島 伊王 島 高島 小瀬良 榎津 有川 郷ノ首 青方 曾根 若松 相の浦 浜脇 折紙 芦ノ浦 毛吹 椋島 福江 カヅメ 富江 玉ノ浦 浜窄 淵ノ元 大川 岐宿 | 水俣 佐敷 田浦 日奈久 八代 鏡三角 熊本 百貫 河内 呑崎 長洲 荒尾 姫戸 上天草 大門 天草 大浦 合津 鬼池 本渡 牛深 高浜 都呂々 富岡 上津深江 | 中津 高田 真玉 臼野 堅来 羽根 小高島 国東 守江 日出 別府 大分 佐賀関 下ノ江 臼杵 津久見 佐伯 浦代 丸市尾 姫島 | 古江 熊野江 延岡 延岡新 細島 平岩 美々津 高鍋 宮崎 内海 油 津 外浦 大納 黒井 福島 大島 | 志布志 波見 岸良 内之浦辺塚 大浦 浜尻 大泊 根占 大根占 高須 鹿屋 垂水 桜島(市) 桜島(県) 二川 浮津 福山 隼人 加治木 鹿 児島 喜入 瀬崎 宮ヶ浜 魚見 指宿 聖ヶ浦 松ヶ浦 東塩屋 西塩屋 |

| | |
|---|--|
| | 沖繩県 |
| | |
| <p>平崎 小浦 新川 串木野新 川内 西方 高之口 黒之浜 大瀧 小瀧 八郷 米之津 片側 獅子島 宮之浦(東) 瀬戸 指江 長島 里 江石 桑之浦 長浜 大里 片泊 竹島 硫黄島 伊関 田之脇 浅川 立山 大塩屋 増田 広田 門倉 田尻 島間 屋久津 浜津脇 牧川 西之表 大崎 上ノ古田 大久保 馬毛島岬 椎ノ木 玉籠 上屋久元浦 宮之浦(上 屋久) 楠川 榑川 安房 鯛ノ川 尾之間 小島 湯泊 中間 栗生 上屋 久永田 岩屋泊 湯向 七ツ山 中之島 東之浜 南之浜 前之浜 切石 元浦 やすら浜 小宝島 宝島 大笠利 和野 戸口 山間 古仁屋 篠川 管鈍 名柄 湯湾 大和 知名瀬 名瀬 円 竜郷 芦徳 赤木名 屋仁 喜界島 湾 加計呂麻 請島 与路 母間 亀徳 面縄 鹿浦 平土野 和泊 住吉 伊延 百合ヶ浜 与論</p> | <p>奥 金武湾 中城湾 那覇 宜野湾 本部 運天 塩屋 前泊 野甫 内花 仲田 古宇利 伊江 水納(本部) 栗国 兼城 徳仁 渡嘉敷 安護の浦 座間味 慶留間 北大東 南大東 来間前浜 平良 長山 水納(多良間) 多良間 石垣 鳩間 船浦 仲間 船浮 白浜 祖納(竹富) 竹富東 小 浜 黒島 上地 祖納(与那国)</p> |

別表第二

| 港 湾 | 南鳥島 | 沖ノ鳥島 |
|-----------------------|--|--|
| 港 湾 の 区 域 | <p>次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線に より囲まれた区域のうち陸域以外の区域</p> <p>(1) 北緯二十四度十八分二十秒、東経百五十三度五十九分三十五秒の地点</p> <p>(2) 北緯二十四度十六分四十二秒、東経百五十三度五十九分三十五秒の地点</p> <p>(3) 北緯二十四度十六分二十六秒、東経百五十三度五十九分十八秒の地点</p> <p>(4) 北緯二十四度十六分五十四秒、東経百五十三度五十七分五十一秒の地点</p> <p>(5) 北緯二十四度十七分十三秒、東経百五十三度五十七分五十一秒の地点</p> <p>(6) 北緯二十四度十八分二十秒、東経百五十三度五十九分二秒の地点</p> | <p>次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線に より囲まれた区域</p> <p>(1) 北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分五十八秒の地点</p> <p>(2) 北緯二十度二十五分七秒、東経百三十六度三分五十八秒の地点</p> <p>(3) 北緯二十度二十五分七秒、東経百三十六度三分四十三秒の地点</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| | 洞輪沢 |
| (4) 北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分四十三秒の地点 | <p>神子崎（通称イルカ根）からウロウ根に引いた線とウロウ根より大田ヶ沢（旧村界）に引いた線及び陸岸に囲まれた海面。ただし、漁港法により指定された洞輪沢漁港の区域を除く。</p> |